

植民地資本主義の実体と歴史的性格

鄭 泰 憲

I. はじめに

常識的な問い合わせから議論を始めてみよう。核心的な事案である原住民問題を除外しても、米国がずっと英國の植民地のままでいたなら、今日の米国になっていたんだろうか。不可能だっただろう。17世紀に入り、英國はオランダをおさえて海上権を掌握し、英國船舶使用の強制、植民地に対しては特産品のみを奨励し、本国産業の競争力引き上げの阻害要因となる競争商品の輸出の制限と、高率の関税賦課など、植民地従属政策を強要した。英國のこうした植民政策は、自分たちを生の主人公になる経済を構築しようとしていた北米移住民たちにとって、独立すべきだという利害関係による団結の背景となつた。それ以後、ようやく米国という国家の潜在力が現れ始めた。

ドイツが1871年にビスマルクの主導で統一されるまで、300以上の領邦に分かれ、近代国家樹立が遅れ、資本主義初期にはヨーロッパでの重要度が低かったことも、資本主義経済の側面から見ると、結局国家の問題だった。統一国家の樹立以降、ドイツは強力な産業保護政策などを通じて、以後ヨーロッパで工業が最も発達した国家へと変身した。すなわち、資本主義経済運営の決定的な鍵は、構成員の利害関係による国家の政策の有無にかかっている。ましてや国家が存在しない場合は、言うまでもない。

植民地経済は資本蓄積の制度化のために必須のものとして求められ、国内資本家階級が支配すべき国家の樹立が圧殺され、自国産業のための政策が不在の中で、日本帝国主義と日本資本が朝鮮社会の経済運営と政策決定の主体になった経済だった。このような経済を植民地資本主義と呼ぶことができる。すなわち植民地資本主義とは、自国の企業家を支える国家権力がない中、外来権力の武力を基盤に植民地社会で展開される資本主義の運営と現象を総体的に称する概念として規定できる。

このことに関して最初に指摘する点は、近代経済学は国家なき資本主義である植民地資本主義を理解する方法論を追求していないという事実である。植民地という現実を投影する認識の枠組みが補完されない限り、近代経済学の方法論は、植民地資本主義の現象と本質を分析できない。国家主権の問題と民族運動への視野も、当然入り込む余地がない。こうした近代経済学の理論的矛盾は、冷戦体制崩壊以降の新自由主義が横行する中、強者独占の新自由主義的市場万能論が、資本主義実物経済の歴史で必須条件だった国家の経済介入を批判する視角が強まることで、歴史認識の破綻へ進

む。

新自由主義は冷戦体制が崩壊し、米国の世界主導権が横行する中、特に投機的金融資本の自由な活動を妨げる要因を除くためのイデオロギーに過ぎない。つまり、国家の強い力を背景とした米国の投機的金融資本が、他国へ国家の力と統制の緩和を強要した覇権的国際政治学の逆説である。今日、資本、特に(投機的)金融資本は、国境の制限なく自由に移動することを追求する。しかし自分たちだけは自分が所属する国家の強い力を必要とする。市場論理を掲げながらも、自分たちが進出した地域の国家が、自分たちの「自由な」投機活動に抵触する政策を施行しないように圧力をかける力は、自分たちが属する国家の力に依存しなければならないからだ¹。

このように徹底して不平等な論理で市場の自由と自律を主張する新自由主義経済学は、今では植民地経済の資本主義「現象」ばかりに没頭して、今日と未来の人類平和構築に敵対的で、反人倫的な植民史学をためらいなく受け入れるまでになる。実際に日本と韓国でのこうした傾向は、1990年代以後著しい。韓国の場合、ニューライト集団の近代経済学経済成長論は、植民史学を受容して、日本の支配が市場を通じて「近代文明を学習して実践することで、近代国民国家を建設する社会的能力が厚く蓄積される時期」だったと強調する²。

本稿の問題意識は、植民地資本主義の実体と特徴を明らかにするところにある。このために、最初に近代資本主義の出発地であるヨーロッパの資本主義史を通じて、国家とその政策が資本主義経済成立の絶対的条件だという歴史的事実の再確認から始める³。このために、国家権力を基盤としたヨーロッパ資本主義の歴史を振り返り、しばしば朝鮮総督府を国家に置き換えて理解する慣性と、それがもたらす誤謬を点検することから始める。そして自国民の利害関係を反映した国家の不在の中、外来権力と外来資本家が支配する植民地経済の重要な特徴として、関税主権と金融主権の不在について論ずることで、植民地資本主義の特徴と帰結点について検討してみよう。

¹ 鄭泰憲(2008)「民主的経済成長のための国家の役割の歴史的検討—‘調和資本主義’を目指して」『歴史批評』84、136頁(정태현(2008)「민주적 경제성장을 위한 국가 역할의 역사적 검토—‘조화 자본주의’를 향하여」『역사비평』84, 136)。

² さらに、国家主権についての問題意識は全くなく、韓国人が植民地支配されたことで初めて近代国民国家を作る能力を蓄積できたという、牽強付会の主張を行う『代案教科書 韓国近現代史』キパラン、78頁(『대안교과서 한국 근현대사』기파랑, 78)。経済成長論の植民史観受容は、鄭泰憲(2007)『韓国の植民地的近代省察』165-178頁(정태현(2007)『한국의 식민지적 근대 성찰』, 165-178)参照。

³ 19-20世紀のヨーロッパの民主化が、国家の武力に依存した対外侵略的資本主義の枠内にとどまっていた根本的な限界は本稿で論じないこととする。

II. 資本主義形成と発展の必須条件—主権国家と民主化⁴

1. 近代国家と資本主義—母親と胎児の関係

資本主義経済は、国家、市場経済、民主化の相互関係と対立を通じた均衡の追求を媒介に形成される。ここで重要なのは、資本主義経済の行為主体が、個人(家計)、企業、政府(国家)で構成されるという事実である。この三つのカテゴリーのうち、国家の存在と政策は、近代資本主義経済の成立、拡大、発展の過程で、必須の前提となるべき条件だった。

あまりにも自明なこの命題をしばしば見過ごしてしまいがちだが、近代資本主義は資本家(企業家)と市場経済だけで成立したものでは決してなかった。国家を欠いた状態で、この二つのカテゴリーは、資本主義経済の主体や環境として、大きな意味を持てなかった。ヨーロッパであれ、どこであれ、放任された市場経済下で、資本家の力だけで資本主義経済が展開されたケースはなかった。

市場は古代社会でも存在した。しかし、資本主義に対応する市場経済は、近代国家によって創出され、調整されてきた⁵。貿易の繁栄と市場の拡大が中央集権的国家を要求し、封建領土と都市に分割された国家の統一がさらに加速されたが、国家が自国企業のため広大な市場を創出した。後進国であるほどその傾向があった。ドイツや日本のケースがそうであり、第二次世界大戦後、主権国家を持つに至った旧植民地地域の経済開発がそうだった。中世ヨーロッパ社会の分散した各地域を、市場と商品の力で一つにまとめるダイナミズムは、民族主義を伴う、物理力行使の主体としての国家だった。国家は、都市領域を超えて市場を全国化し、全国的商業網を創出した。15-16世紀に、国家は閉鎖的都市に対して重商主義体制を強制した。これによって、地域交易と遠隔地交易を分離する都市の保護主義的要素がなくなり、農村と都市、そして都市の間の境界をなくし、全国的な市場が形成されていった⁶。

資本主義は、「自由」と「市場」を謳歌する。しかし、これを調整する国家の介入と主導は、資本主義体制内に原初的に内在されたものだった。近代資本主義が胎児だとすれば、国家は胎児をはらみ産む母親だった。母のない胎児など、始めから存在しない。

国家は、資本蓄積の種となる利潤追求が資本主義の枠組み自体を維持する必須の仕組みでもあった。国家の経済介入は、一層洗練され包括的に拡大していった。財貨と用役の生産、分配と消費のよ

⁴ 本稿のIIとIII-1は、筆者の論文(2009)「経済成長論歴史像の淵源と矛盾した近現代史認識」『日本の植民地支配と植民地的近代』東北亞歴史財団の2-1(近代国家、資本主義成立の基本条件)、2-2(国家なき資本主義、植民地資本主義)を拡大発展させたものである((2009)『일본의 식민지 지배와 식민지적 근대』동북아역사재단, 2-1「근대국가, 자본주의 성립의 기본조건」, 2-2「국가 없는 자본주의, 식민지자본주의」)。

⁵ 「自由市場へと向かう道は、持続的で集権化され統制された介入主義の増大を通じて開かれ、その開かれた状態が維持された。アダム・スミスの単純かつ自然的な自由を人間社会の必要と両立できるようにするのは、非常に複雑なことだった。計り知れないほどに多くのエンクロージャー法の条項は、どれだけ複雑だったか。エリザベス女王の治世以降、中央当局が初めて効率的な監督能力を発揮していた新貧困法(New Poor Law)を執行するため、どれだけ多くの官僚的統制が必要だったか。あるいは望ましい施政改革のため、行政業務をどれだけ増加させたのか」。張夏準(2006)『國家の役割』(イ・ジョンテ、ファン・ヘソン訳)プキ、130-133頁(장하준(2006)『국가의 역할』(이종태, 황혜선 역), 부키, 130-133)。

⁶ キム・ヨンジン(2005)『市場自由主義を越えて:Karl Polanyiの社会経済論』ハヌルアカデミー、82頁(김영진)

うな経済活動は、事実政治活動であり、国家の介入から自由になれない。利潤追求は資本主義経済運営の基本動機であるが、利潤追求が過度に非生産的になったり社会基盤自体を破壊する方向へと逸脱せず、資本主義経済が維持されるよう、一定の規則またはモラルが必要である⁷。これを反映した表現の一つが、企業家精神である。すなわち、経済活動のための基本規則と制度を作り、維持する国家の役割も資本主義発展過程で必須だった⁸。

ヨーロッパの資本主義経済が社会的に拡大し、原始的蓄積を形成する時の基本モデルは、国家権力の支援を絶対的背景とした重商主義だった。重商主義初期の重金主義政策は、スペインやポルトガルがそうだったように、近代国家と近代的貨幣制度樹立には絶対的に必要な金・銀をアメリカなどから略奪し、集積することに集中した。これは、本位貨幣制度樹立に決定的に寄与した。日本でも、韓国の金が本位貨幣制度樹立に重要な役割を果たした。国家はこのため、東インド会社のケースのように、植民地で徴税権、行政権、軍事権を持つ大規模特権会社も育成した。国家はこの段階からさらに一步進み、自国の商工業を発展させるため、輸出を奨励し、輸入を抑制する保護貿易政策のために必要な主要手段として、関税制度を採択した。すなわち、国内市場と外国市場の開発のため、貿易を含む市場全般に対して国家が介入・干渉することで、自国の産業資本育成に集中した。これと異なり、植民地化以前の朝鮮では、外国勢力によって関税が外国借款のための利権として活用された。

国家と企業の力学関係は、時期と条件によって違っていたが、企業が国家の支援なく、構成員に対して社会的・政治的なリーダーシップを發揮し、自身の蓄積構造を構築するのは不可能だった。国家の力を背景に成長した企業家集団の中で、強者は国家の政策樹立に直接的影響を及ぼしてもいた。資本主義のグローバル化の初期段階として、ヨーロッパ資本主義の原始的蓄積期だった重商主義期の東印度会社が典型的に表しているように、国家の武力を背景に対外侵略の道へと進んだ。以降、ヨーロッパ地域は先頭走者の英國に必死に追いつこうしながら、20世紀前半期までヨーロッパ以外の地域で帝国主義侵略の道を歩み続け、その領域拡大をめぐる二度の大戦争まで進んだ。ヨーロッパと日本は、対外侵略を通じて、他民族、他国家とその構成員を支配したのである。ヨーロッパ各国と日本の国民経済形成を通じた近代国家建設と、彼らの帝国主義的対外侵略は、コインの裏表の関係だった。すなわち、企業は国家の武力と権威を背景に持っているときにはじめて、国内外的に自身の力を誇示できた。

各国の経済力の特殊性について表れた国家の経済政策の違いは、その国家内の企業家の水準と競争力の違いに由来している。ヨーロッパで資本主義が大いに成長し始めたとき、先進国だった英國の競争力はアダム・スミス経済学の自由貿易論で、後進国だったドイツの劣った競争力はリスト経済学の保護貿易論として表れた。各国の資本主義経済は、初期段階から、国家の強力な産業政策と保護貿易を通じてボリュームを膨らませていった。特に米国は、第二次世界大戦以前までの1世紀間、自国の幼稚産業保護のため最も強力な保護主義経済政策を施行した国だった。20世紀の大恐慌を契機

(2005)『시장자유주의를 넘어서 : 칼 폴라니의 사회경제론』한울아카데미, 82)。

⁷ 張夏準(2006)『国家の役割』(イ・ジョンテ、ファン・ヘソン訳)プキ、307頁。

⁸ 申光榮(1999)『東アジアの産業化と民主化』文学と知性社、33頁(신광영(1999)『동아시아의 산업화와 민주화』문학과지성사, 33)。

に、国家の役割は米国のニューディール政策、ドイツのナチズムと軍需産業の勃興、スウェーデンのコーポラティズム、イタリアのファシズム、日本の軍国主義といった多様な形態で表れた。つまり、近代経済学理論の変遷と無関係に、実物経済ではケインズ経済学の出発以前から、それよりずっと以前の重商主義段階から、国家と国家の政策が国民経済、民族経済形成の必須条件だった。

全てのヨーロッパ各国の資本主義は、国家の力を基礎として、自国産業の育成、階級間の利害関係調整、対外経済政策遂行により、一国内で自己完結性を追求しながら出発し、今日に至るのである⁹。このように、ヨーロッパ資本主義の展開過程を振り返ると、一つの共通点を見出すことができる。すなわち、どの国家でも、資本の出発点は「民族資本」だったという事実である。そして、民族資本は、企業家が属する国家の力、これを背景に創出される市場、そして企業家が属する国家構成員の利害関係をある程度調整しつつ、リーダーシップを發揮し、蓄積の正当性を確保した。

ところが、一国内の民族資本は、対外侵略を通じて、つまり資本運動が本来追求した「グローバル化」過程で、「帝国主義資本」に変化した。民族資本は帝国主義資本に位置が入れ替わり、植民母国との政策的支えと武力に助けられ、彼らが支配する植民地で、何の制裁もなく、植民地民の立場や条件を考慮する必要もなく、ひたすらに(超過)利潤を追求する存在として登場した。両者の間には、存在条件に質的な差異があった。

2. 主権国家下の民主化と生産性

一つの社会、特に国家の競争力は、結局構成員の付加価値生産能力、すなわち生産に参加する意志や能力、動機づけにかかっている。その評価基準は、利潤追求に直接影響を及ぼす関連条件や環境だけでなく、経済活動に影響を与えるさまざまな政治経済的、社会的因素が必然的に総合される。つまり、政府の政策およびその政策を形成する際に影響を及ぼす民主化の水準を意味する、政治的、経済的、社会的な雰囲気が、国家競争力に重要な影響を及ぼす¹⁰。

国家と企業の間で支え合う正当性が構成員たちに受け入れられるためには、国民経済の枠組みの中で、彼らの利益が他の構成員と利害関係を「同一にする」という理念が¹¹生命力を持ち、社会構成員に一定の水準以上で納得されなければならない。企業が他の構成員の利益と「共にする」という論理が受け入れられてはじめて、企業の社会的リーダーシップもよみがえる。

個人は、商品の消費者として、そして雇用労働者として、賃金を媒介に、企業、部分的には国家一

⁹ 鄭泰憲「経済成長論歴史像の淵源と矛盾した近現代史認識」『日本の植民地支配と植民地的近代』東北亞歴史財團、2009、249-250頁(정태현「경제성장론 역사상의 원인과 모순된 근현대사 인식」,『일본의 식민지 지배와 식민지적 근대』동북아역사재단, 2009, 249-250)。

¹⁰ 「国際経営大学院(IMD)の国家競争力指数のための細部調査項目は、全体が314項目だが、経済成果の分野が77、ビジネス効率性の分野が69、インフラ分野が95、そして政府および政治と関連する細部効率性分野が73個である」(チョ・ジョンクアン(2006)「国家競争力と政治社会の改革」『大韓政治学会報』14-1、182-183頁(조정관(2006)「국가경쟁력과 정치사회적 개혁」『大韓政治學會報』14-1, 182-183))。

¹¹ これは民主化を伴う開放された民族主義を意味する。民族主義は基本的に排他的だが、とはいっても一方的に否定すべきものではない。構成員の意志によって繰り返される民主化過程を通じて社会意識が成熟するにつれ、徐々に排他性を克服し、違いを認めて違いの共存と尊重を通じたアイデンティティに発展する可能性も持っている。

政府と関連を持つ。市場経済下で、個人と企業は賃金をめぐって明らかに利害関係を異にする。こうした状況で、理論的に(近代)国家は、両者の調整の役割を果たす。しかし、現実的に国家の役割は、社会の民主化の水準によって大きな違いがある。

人類史を振り返ってみると、国家は統治範囲の違いはあるが、絶対的権力体として出発した。地域土豪や領主に制約されていた中世が過ぎ、重商主義時代には、絶対主義を標榜した王一国家権力体が登場した。近代社会に入り、国家権力はこれまでとは大きな違いを見せ始めた。権力の行使が構成員の社会意識の水準と、各階層の利害関係に対応すべき相対的権力体に転換していったのである。もちろん、ナチズムや日本軍国主義、あるいは第二次世界大戦後に独立した国の大部分の場合に現れたように、ファシズム的独裁体制が出現した場合もあったが、20世紀後半期に入り、外見上は一般的な民主主義的様相が普遍化し始めた。その中でも韓国は、民主化と産業化を同時に成し遂げたと評価されてもいる。もちろん、近代社会の国家権力体が持つべき普遍性が何なのかは断定し難いが、少なくとも制度的民主化を経るべきだという大勢は、世界現代史の流れを通じてある程度現れたと見られる。

国家の主権が構成員(国民)にあるという大韓民国憲法第1条の規範は、単に名分にとどまらない。もちろん、この名分と違って、現実の国家権力が主に基盤とする「民」の範疇は、社会民主化の水準によって、財閥でもあり、企業(ブルジョア)一般でもあり、幅広い市民社会でもある。それほどに、近代国家が正常に権力を維持するために意識し考慮すべき民の幅は、可変性が高い。その程度は、外部から与えられるものではなく、構成員が主体的に達成した民主化の水準に比例する。

全般的に、社会民主化の水準が低い時、国家は個人よりも企業の利害関係を支える方向に傾き、対内外的経済政策の樹立と施行の水準や内容も、それに対応する。各次元で社会民主化がある程度制度化され生産力が高まると、国家は全ての構成員の利害関係を公平に調整しなければならないという、憲法の規範に従い、利害関係の実質的な調整の役割をするよう圧迫されることになる。資本主義体制下で、国家は基本的に資本家階級の利害関係を代弁するが、民主化は、国家が最大限中立的位置に立つよう、少なくともそうした素振りを見せるよう導く圧力として作用する。

資本主義の生産力発展は、中世時代の障害要因を克服した市場経済から始まったが、民主化の過程を通じて、はじめて持続的な成長と発展が可能だった。生産力と民主化の両者の関係を前後の順の発展段階として抽象化し、生産力発展以降に民主化が成就されるという機械的で教条的な論理は、実際の歴史的事実とはまったく対応していない。実際の歴史で、二つの範疇は互いに入り交じった相互作用の中で初めて両者の成就が可能だった。世界の近現代史を振り返ると、政治、経済、社会的に民主化を欠いた中で、経済成長が長期的に持続されたケースはなかった。

国家の経済政策は、企業と個人に絶対的な影響を及ぼし、社会の民主化水準に対応して企業と構成員個人に対する責任の所在が明らかになり、責任意識も必然的に高まる。植民地支配を経験した戦後独立国も、対外的に徐々に国家の主権行使の能力を養いながら、対内的にも構成員への責任意識を養っていた。今日難関を歩んでいるが、解放後の半世紀の間、韓国の経済成長が著しいその裏には、長い民主化闘争と、それに伴う民主化の政治的制度化を除いては説明できない。すなわち、権力の独占と排除の傾向を帯びがちな国家の性格と、国家権力をめぐる内外の環境が変化していくにつれ、生産力と民主化の循環論理が定着していったのだ。

しかし見過ごしてはならない最も重要な前提がある。すなわち、こうした過程が歴史的に登場したのは、国家主権の回復以後はじめて可能だったという点だ。韓国の経済成長と蓄積が可能だったのは、たとえ従属性を持っていたとしても、一次的に国家主権を回復し、分断国家の不健全な内容を満たそうとする民主的な社会の雰囲気を意識した国家権力が、これに能動的・受動的に対応しながら、経済政策を実行した結果だった。企業環境でも、自らの利害関係を支えてくれる国家が存在していなかつた植民地時代と今日を比較してみると、植民地体制の清算、つまり独立以後の国家樹立ということが、企業発展にどれだけ重要な要素であるか¹²という違いは、もはや言うまでもなくあまりにも明白である。国家主権を回復した後に、はじめて国家の内容を満たす過程、すなわち長く、幅広くならざるをえない民主化過程の内実が満たされていくためである。民主化を政治制度だけでなく、経済的、社会的意味へと拡大し、包括的に理解するならば、経済成長が民主化に比例するという事実は、火を見るように明らかである。

大韓帝国が国王一皇帝と両班の国だったに過ぎず、国がなくなったとき一般常民たちはこれを歓呼したのだろうか。ところが、大韓帝国の主権を強奪した大日本帝国も、天皇の国だった。国の性格、特に政体の選択や変更は、構成員が主体的に選択することがらである。朝鮮半島の構成員は、絶えず国家の政体を変えようと試みた。その結果、植民地支配下で民族運動の諸勢力が、あらゆる犠牲を耐え忍びながら、取り戻すべき新たな国家の政体を共和国に設定することで、構成員間に合意がなされた。

実際に、国家主権の喪失から10年も経たずして成立した臨時政府の名称は、大韓「民」国とされた。構成員の意識が、それほど変化したのである。以後、民族運動の戦線で前提となった独立すべき国家の政体は、いずれも構成員一民の主権に基づいた国だった。解放されたとき、日本の長い同化政策の結果、大日本帝国の臣民にとどまるとか、天皇が自分の主権を持っていると考えた朝鮮人たちが、どれだけいたのかは知るよしもない。ただ現在、当時の資料を見ると、こうした痕跡が明確ではないが、その後60年以上の歳月が過ぎ、主権を回復した大韓民国の内容は格段の変化を見せた。国家主権が存在する場合、構成員の努力によって、はじめて国家の性格と内容を転換できたのだ¹³。

現代の社会科学理論は、経済の自由化や私有財産権の保障など、単純な市場論理や法的制度化が経済成長と比例するという事実を証明できていない。その一方で、腐敗の程度が低い程政治的自由の度合いが高く、所得分配の平等度が高い程経済成長率が高く、特にジニ係数で推定した所得分配と1人当たりの国民所得の年平均成長率の相関関係が高いという事実は¹⁴確認された。つまり、経済成長の側面で、配分の仕組みが所有形態自体よりもはるかに重要であり、「規制された市場」が資源を配分し、国家が最小限の物質的福祉を保障する経済体制が、人間が開発した社会システムの中で、未

¹² 許粹烈「植民地の遺産と韓国経済」『植民地経済史の争点と課題』2007年度民族問題研究所学術討論会、20頁(허수열「식민지유산과 한국경제」『식민지경제사의 쟁점과 과제』2007년도 민족문제연구소 학술토론회, 20)。

¹³ 一方、今日の立憲君主国の中においても、おそらくほとんど唯一、閣僚の名称を総理大臣一大臣と称している日本は、アメリカ占領期を経て今日でも、法的変化とは異なる次元で、未だに天皇の国である。これはもちろん、日本の構成員の選択の問題に属する。

¹⁴ 崔培根(2004)「民主主義と市場経済、そして経済成果の関係」『産業経済研究』17-3, 730-732頁(최배근 (2004)「민주주의와 시장경제 그리고 경제성과의 관계」『산업경제연구』17-3, 730-732)。

だに最も合理的で人間的だ¹⁵と評価できる。

明らかな事実は、国家の役割が効率的に遂行され、経済成長に肯定的な影響を与えようすると、その国家の民主主義的な質、つまり民主化の水準が高くなければならない、という点である。このことは、市場を支え資本家を育成する国家の効率的経済運営が、多様性の中に、統合的目標とする民主主義が定着することで、高い成果を引き出すからである。権威主義国家、すなわち独裁体制も、短期的には民主主義がなくても、ある程度の水準で経済を運営できる。しかし、そうした体制は、地代効果などの資源や付加価値の配分、生産性の歪曲現象が激しくなり、結局、長期的に経済成長を維持し難い。現実社会主義が現した矛盾を反芻してみると、市場なき民主主義は設定し難いと言える。その一方で、民主主義なき市場も、一定期間が過ぎると限界に逢着し、事実こうした体制は、決して長くは続かない

¹⁶。

III. 植民地資本主義の象徴的特徴

1. 国家の不在—外来植民権力としての朝鮮総督府

IIで検討したように、資本主義経済の成立条件についての原論的常識の再確認は、植民地資本主義の特徴を理解する重要な鍵となる。まず、よく犯す誤った概念使用の例を見てみよう。代表的に朝鮮総督府を「植民政府」と呼んで、朝鮮総督府が植民地支配下の朝鮮社会で国家の機能を遂行していたとか、「専制力と軍事力を持った総督」による「高度に中央集中化した国家」¹⁷、または「強い国家」¹⁸（「」は筆者による）という表現のように、多くの韓国の研究者も植民権力を国家または政府という概念で慣性的に説明する場合がある。カミングスやエッカートといった米国の学者も、朝鮮総督府の独裁を国家主権掌握後の朴正熙政府の独裁と並べて同等に扱うことさえある¹⁹。

¹⁵ Adam Pzeworski(1997)『民主主義と市場』(任赫伯、ユン・ソンハク訳)ハヌルアカデミー、34頁(아담 페보르스키 지음(1997)『민주주의와 시장』(임혁백·윤성학 옮김), 한울아카데미, 34)。

¹⁶ 「もちろん、シンガポールでのように、有能で効率的で清廉な官僚制が効率的な市場支援を行う例外も存在」するが(チョ・ジョンクアン前掲論文、183-184頁)、都市国家—小さな国家は情報疎通の範囲が広く、権威主義的国家権力自体の維持のためにも、社会各分野はそれなりに開かれていないなければならないという、逆説的状況を考慮すべきである。特定の「集団や方法はあまりに堅固で、これを除去しようとすれば、非常に高い政治的経済的費用を甘受しなければならない場合も」あり、チリのピノчет政権の自由化の試みの事例のように、「急進的な経済自由化には、過酷な権威主義政治が必要」な場合もある(張夏準(2006)『国家の役割』(イ・ジョンテ、ファン・ヘソン訳)ブキ、139頁)。しかし、チリの場合には国内での要求より、政権を強固化するため外部の要求に応じた事例であり、「経済自由化」の一一般論として理解し難い。

¹⁷ 金東魯(2006)「日本帝国主義の朝鮮支配の独特性」『東方学志』Vol.133、216頁(김동노(2006)「일본 제국주의의 조선 지배의 독특성」『동방학지』Vol.133, 216)。

¹⁸ キム・ミンチヨル「戦時体制下(1937-1945)植民地行政機構の変化」『韓国史学報』第14号、2003、281頁(김민철「전시체제하(1937-1945) 식민지 행정기구의 변화」『한국사학보』제14호, 2003, 281)。

¹⁹ 鄭泰憲(2007)「アメリカ歴史学界の韓国‘民族主義’認識」『韓国の植民地の近代省察』先人(정태현(2007)「미국 역사학계의 한국 ‘민족주의’ 인식」『한국의 식민지적 근대 성찰』선인):朱益鍾(2003)「日帝下韓国の植民政府、民間企業、そして工業化」『経済史学』第35号、64頁(주익종(2003)「일제하 한국의 식민정부, 민간기업, 그리고 공업화」『경제사학』제35호, 64)。

外来植民権力である朝鮮総督府を、植民「政府」または「国家」と理解するのは、植民地支配の間、朝鮮人各界各層の利害関係（民意）を代弁する制度的装置としての立法府や、行政府（国家）が根本的に存在しなかったという事実を忘却した、虚構的概念の使用に過ぎない。植民地資本主義の実体に接近する概念とはならない。

政府とは、広く見れば立法、司法、行政の国家機関と、地方公共団体を全て含むが、狭義には行政府を指す。政府の成立には、構成員から権限を委任される手続きが必要であり、政府は構成員の利益のため委任された権限を対外的に誇示する。構成員の利益を反映する範囲や程度は、その社会の民主化の水準に比例する。しかし、朝鮮総督府は、朝鮮半島の住民の意思を反映したり、その権限を委任されたことはない。したがって、朝鮮人たちにとって行政府、あるいは国家の概念に対応する機能を遂行する主体とはならなかった。朝鮮人と朝鮮人社会に対して、暴力と武力を象徴する機構にすぎなかつたのである。植民地支配される間、参政権を含む一切の政治的権利はもちろん、植民地支配の別の形態として挙げられる「自治権」さえも皆無だった朝鮮人は、朝鮮総督府を媒介とした日本帝国主義の植民統治の対象だったに過ぎなかつた²⁰。

朝鮮総督は、日本天皇直属の親任官として、朝鮮駐屯陸海軍を統帥し、陸・海軍大将の中から選任された。日本政府との関係でも、内閣の監督対象ではなく、総理大臣を経て天皇に直接上奏し、裁可を受ける、朝鮮社会内では絶対的権力体だった。1919年から、朝鮮総督の軍統帥権は、朝鮮軍司令官への兵力使用請求権へと変わり、大将を総督に任命するという制限をなくしたが、それ以降文官が総督に任命されたことはなかつた²¹。日本国会は、朝鮮総督府が制定したことへの協賛権のみを持ち、司法権の独立が憲法で保障されている日本とは異なり、朝鮮の裁判所は、朝鮮総督が裁判所の構成、裁判官の資格、懲戒などを制令として規定した朝鮮総督府の傘下組織だった²²。つまり、司法権は行政に従属した構造だった。構成員の代表選出あるいは権利の委任のためのいかなる制度的装置も不在の中、制令、府令などの制定によって、立法権だけでなく行政・司法のいわゆる三権を掌握した朝鮮総督の権力を制限的であれ牽制できる方法は、朝鮮社会には初めから存在していなかつた。

このように、朝鮮総督は、究極的に自らの任命権者である天皇または日本政府に自らの行為について責任を持つ地位だった。朝鮮人一般の世論や、朝鮮人企業を意識し、それに対していかなる責任をとる義務もなかつた。もちろん、植民統治の効率を高めるため、朝鮮社会の意見を制限的に収斂する場合もあったが、究極的にそのような義務は本来存在しなかつた。

朝鮮で施行される植民政策の骨幹も、朝鮮総督の任命権者である天皇と日本政府の侵略政策と戦

²⁰ 1931年から地方議会を議決機構へと転換したが、決議内容は常に朝鮮総督が武威で覆せた。

²¹ 朝鮮総督の地位は、内閣総理大臣に監督され、陸海軍中将出身者も任用できた台湾総督よりも一段階上だった。政務総監の地位も親任官であり、台湾総督府の民政長官は、一段階下の親任官だった。キム・ヨンスク(2006)「政軍関係から見た朝鮮総督府の位相」『梨花史学研究』Vol.33、330-338頁(김영숙(2006)「정군관계로 본 조선총독부의 위상」『이화사학연구』Vol.33, 330-338)。台湾には日本軍の1個旅団程度が駐屯していたが、朝鮮には1.5個または2個の師団が駐屯した。辛珠柏(2004)「日本の‘同化’政策と支配戦略—統治機構および学校教育との関係を中心に—」『日本と西欧の植民統治比較』先人、252頁(신주백(2004)「일본의 ‘동화’정책과 지배전략—통치기구 및 학교교육과의 관계를 중심으로—」『일본과 서구의 식민통치 비교』선인, 252)。

²² 尹善子(2005)「朝鮮総督府の統治構造と機構」『日帝植民地支配の構造と性格』景仁文化社、182頁(윤선자(2005)「조선총독부의 통치구조와 기구」『일제 식민지지배의 구조와 성격』경인문화사, 182)。

争拡大の意図に合わせて形成された。朝鮮総督は、こうした骨格に沿って日本政界での地位により、行政遂行レベルの「独自性」を行使する存在だった²³。朝鮮半島構成員を代表する権限を持ったこともなく、対外的主権行使機構ではもちろんなかった。つまり、朝鮮総督府は、一定の手続きによって朝鮮半島構成員の主権を代理し、彼らの利害関係を反映する「公権力による公的統治行為」²⁴の主体では決してなかった。徹底して武力と暴力を伴いながら、分割統治と収奪の効率性を高めるため、同化を追求した外来権力に過ぎなかった。

2. 産業資本の保護膜—関税主権の不在²⁵

植民地資本主義のもう一つの特徴として、関税主権と金融主権の不在について見ていくこととしよう。関税政策は、資本主義の初期段階以来、自国の産業や市場を保護する重要な国家政策に属する。しかし、外来権力としての朝鮮総督府の関税政策は、朝鮮人資本の蓄積と市場の確保のための保護政策として機能することはなかった。関税障壁をなくし、財政収入源の割合を理由に最小化することにより、日本資本(商品)の自由な朝鮮進出を保障し、朝鮮を日本(圏)に従属した単一経済圏に統合し、朝鮮人資本の蓄積の機会を抑圧する植民政策のレベルで運用された。つまり、関税障壁の撤廃あるいは弱化は、低廉な日本商品の流入による朝鮮人産業の競争力弱化、朝鮮の食糧と資源が日本へと安く流出することで、低賃金を維持しなければならなかった日本資本家の競争力を養う役割を果たした²⁶。

朝鮮総督府は「併合」後10年間の「旧関税据置期間」を宣布し、既存の関税を引き続き賦課すると発表した(「韓国併合に関する宣言」)。これは、日本が自力で植民地を獲得できなかつた状況で、第三国が「朝鮮で持つ経済的利益に不利な影響を及ぼさないよう」にすることが「得策」だったためである。関税が1910年代にも増加したのも、このためである。もちろん、それ以降は対日貿易の急増にも関わら

²³ 朝鮮総督の朝鮮社会における位置づけと、時期によって変化を示した日本の政界でのあり方は、区分してみるべきである。筆者が重視するのは、前者である。実際に朝鮮総督の法的地位は、1942年11月、日本と植民地の行政一元化措置で変化し、内務大臣が朝鮮総督府事務を統理し、朝鮮総督に「通理上必要な指示」をする方式へと変化したのである(尹善子前掲論文、186頁)。これによって日本政界で占める朝鮮総督の地位と「朝鮮特殊性」論により、朝鮮総督の裁量権が認められ日本で施行される政策より先んじて「自律的に」、そしてより一元的に統制体制が構築されたと強調している(田上倣(2005)「日帝の植民地朝鮮行政一元化と、朝鮮総督の“政治的自立性”」『日本研究論叢』Vol.21(전상숙(2005)「일제의 식민지 조선 행정일원화와 조선 총독의 “정치적 자율성”」『일본연구논총』Vol.21)。しかし、植民政策の内容に焦点を合わせなければ、朝鮮総督の「自律性」を強調することは、事実上無意味である。内・外地行政一元化と関連する初期研究である山崎丹照『外地統治機構の研究』(高山書院、1943)は、それ以前までと異なり、実際に時政で具現化されるべき内務大臣の「指示」を明確に規定した勅令第729号の意味を大きな変化として評価する。これにより日本の各省大臣が朝鮮総督府の各関連部署に監督権限を持つことになったのである。しかし、例を挙げると本稿が植民地資本主義の特徴として挙げた関税政策や金融政策と関連する貨幣および関税に関する事務は、それ以前から大蔵大臣が監督権を持っていていた。つまり、戦時体制の状況で、朝鮮総督の「自律性」は実質的意味がない。

²⁴ 李栄薰(2007)『大韓民国物語』キパラン、73頁(이영훈(2007)『대한민국이야기』기파랑, 73)。

²⁵ 朝鮮総督府の関税政策については、鄭泰憲(1996)『日帝の経済政策と朝鮮社会—租税政策を中心として』歴史批評社、100-106頁、128-131頁参照(정태현(1996)『일제의 경제정책과 조선사회—조세정책을 중심으로』역사비평사, 100-106; 128-131)。

²⁶ 朝鮮人の国家があったとすれば、日本資本主義の絶対的必要によって純経済論理により安く日本へ輸出される食糧についても関税主権を通じて農業剩余の蓄積が可能であり、農工間の交渉価格差による工業化を推進できる力を育てることができたのである。

ず、酒税、煙草税など、他の消費税に比べて増加率が大幅に落ちるか、減少した。

しかし、関税廃止は旧関税据置期間に既に着手されていた。1912年にはすでに「朝鮮関税定率令」で8品目²⁷を除く全ての品目の輸移出税を廃止した。もちろん、日本へ移出される商品が大部分だった。特に、対日貿易の絶対的シェアを占める米穀移出に対する関税が廃止されたという点が注目される。それ以降の関税は大部分が輸移入税だった。

税源の不足にも関わらず輸移出税が廃止されたのは、朝鮮総督府の関税政策が徹底して日本經濟への寄与に従属していたことを表している。

まず、輸出資本が(大)地主や、ほとんど日本資本である状況で、輸移出税の負担は、朝鮮内で関税の転嫁が不可能であり、日本市場での原価上昇の要因となるだけでなく、日本社会に關税が転嫁されるからであった。結局、米穀や原資材の無関税での対日輸出は²⁸、日本内での価格引き上げの要因や、関税負担を軽減させ、低い穀物価格を維持するためのものだった。輸移出税の廃止に伴う関税の恩恵は輸出資本と地主層に戻り、日本内での関税転嫁の負担を軽減させた。1919年初めに改定された「朝鮮関税定率令」は、8品目についても輸移出税を廃止した。輸移出税の全廃によって、朝鮮の食糧資源および工業原料や地下資源が、日本資本主義のため何の障壁もなく移出される構造が定着した。

1920年の旧関税据置期間の完了を契機に、関税関連の各制令が廃止され、日本の「関税法」と「關稅定率法」をそのまま朝鮮に施行し、朝鮮経済の日本圏への従属的編入が完了した。これにより対日輸出による移出税は全て廃止された。これは、もっぱら日本経済の利害関係に従うもので、日本内での関税負担を減らし、日本経済の利益の一翼を担う在朝鮮輸出資本を育成するためのものだった。これにより、1920年以降の関税は、輸移入税だけが残され、結局輸入税に集中した。

輸移出税の急速な廃止と異なり、朝鮮総督府は輸移入税廃止については緩慢かつ弾力的に速度調節を行った。まず、輸移入税の免税対象は、朝鮮で大衆的租税転嫁が難しいか、日本資本主義の発展や植民政策の面で欠かせない物品に限られた。歳入源が絶対的に不足していた状況で、過渡的に租税転嫁が可能な消費品については引き続き輸移入税を賦課した。

1912年の「朝鮮関税定率令」で輸移入税の免税対象に指定された30の物品は、官需用品および軍需用品、鉱山業で金、銀、銅の採掘および採取事業に必要な物品(機械、器具、爆薬、化学薬料)などだった。1年以内に輸出する物品も免税対象だった。輸出用輸移入品目は、1913年「朝鮮関税定率令」の改正で、1年以内に輸出できる加工品、修繕用品、製造用品に具体化されたが、朝鮮社会の低賃金に基づいた輸出資本家への大きな税制特恵だった。特恵の対象は大部分が日本人資本で、輸出用物品は朝鮮で租税転嫁が不可能でもあった。1915年「朝鮮関税定率令」の改正では、免税対象品目に鉄採掘用品が追加された。1918年の改正では、銑鉄・鋼鉄・圧延・鋼材・製銑・製鋼設備用機材と石炭に拡大した。これは、第一次世界大戦を契機に、日本の「製鉄事業の発達が経済上、国防上

²⁷ 増加5%。小麦、大豆、小豆、エゴマ、生牛、牛皮、石炭、鉄鋼。

²⁸ 1918年のアメリカ輸移出額は、総輸移出額の40%をも占めた(『朝鮮総督府統計年報』1918年、366-375頁)。1910~19年間に原料、原料用製品(19.8%~22.3%)と食料品(67.6%~69.6%)が輸移出の90%を占めた(『日本人の海外活動に関する歴史的調査』(大蔵省管理局)通巻第7冊、朝鮮編第6分冊、89頁)。

の急務」となり、「帝国の国是」となった状況をそのまま反映する。つまり、1910年代の輸移入税の免税対象の拡大は、朝鮮経済の産業連関と無関係なだけでなく、日本資本主義の蓄積と超過利潤の保障のため、課税の恩恵が日本の大資本に帰着する方向で行われた。

1920年前後に、朝鮮総督府の関税政策は、対日輸入品への移入税の撤廃に集中した。これは、輸入先の日本集中を意図した植民地貿易政策の一環だった。例えば、1919年「朝鮮関税定率令」の改正により、移入税の免税対象の物品に馬と綿羊が追加された。「軍事資源の充実」のため、「優良な日本産および満蒙産馬匹の輸移入の奨励」を促進し、日本政府の「羊毛自給方針」に従って朝鮮総督府が綿羊飼育奨励計画を実施するための²⁹ものだった。

大部分の移入物品について移入税が廃止されたのは、1923年からだった。すなわち、移入税の課税対象物品を酒精(酒精含有飲料)と織物に限った。それ以降関税率は徐々に引き下げられたが³⁰、何よりこの2品目が、朝鮮内で消費者に関税転嫁が可能であり、ある程度税源として維持する必要があった。二つの部門に朝鮮人中小資本が集中したが、既に日本人資本が市場の主導権を掌握した状態だった。つまり、清酒のような日本酒や、日本産織物類の消費者に課税が転嫁される程度で、在朝鮮日本人資本の保護政策の意味の方がはるかに大きいものだった。

3.金融主権の不在

統監府—朝鮮総督府の金融市场と金融機関に対する植民地的再編は、特殊金融機関の主導の下で普通銀行を補完的に活用しながら統制する、二つの方向で形作られた。その結果、特殊銀行と普通銀行の相互競争と補完のもとで、前者の肥大化と後者の相対的停滞という植民地金融の基本構造が形成された。特殊銀行と普通銀行の両者間に生じた問題の核心は、特殊銀行の普通銀行業務の兼営にあった。日本の植民地当局は両者に別の系統の法律を適用した。すなわち、特殊銀行については特別法で規定し、普通銀行については「銀行条例」(1906.3、勅令第12号)と「銀行令」(1912.10、制令第5号)で統制する方法を挙げることができる。

日本の場合、後発国として資本主義を急いで移植・発達させなければならない状況で、民間資本が脆弱な現実のために、特殊銀行の設立と運営が重要な意味を持った。とはいえ日本では特殊銀行と普通銀行の間の分業関係が明確で、資金調達のため債券発行の特権を持つ特殊銀行に対しては、自己資本以上の預金吸収を禁止し、普通銀行の主要資金源を保護する措置が伴っていた。しかし朝鮮では、形式上「中央銀行」と設定された朝鮮銀行が普通銀行の業務まで取り扱い、普通銀行を保護するための法的措置は存在しなかった。その結果、日本では普通銀行の発達→特殊銀行の分化→普通銀行と特殊銀行の分業・共存形態が維持された一方で、朝鮮では普通銀行の未発達→移植された特殊銀行の普通銀行業務兼営→特殊銀行の飛躍的発展・普通銀行の停滞・消滅に帰結する、対照

²⁹ 『明治大正財政史』第18巻、631頁。

³⁰ 1927年(3.31)「第一次税制整理」の際、綿織物に対して従来の税率(従価7.5%)の三分の一を軽減した5%の関税に改定された(制令第10号)。これを前提に水田直昌は、「綿織物が民衆生活上必須品であるゆえ、内地においては消費税を撤廃したことによらし、民衆の負担軽減のため」だと、施惠的な意味において評価しているが(水田直昌監修『総督府時代の財政』682頁)日本産織物の需要層は一般庶民ではなく、歳入源として

的な金融のあり方を表した。朝鮮人資本家が進出できた最高の金融機構が普通銀行だという点を考えると、彼らが銀行資本家に成長する道には、特殊銀行の兼業という障壁が横たわっていた³¹。実際に朝鮮総督府は韓相龍、金季洙、朴榮喆、閔泳徽といった親日「貴族」にさえ普通銀行の所有や経営権維持をさせなかつた。

朝鮮銀行の運営も、典型的な植民地性がにじんでいた。まず、日本が朝鮮で日本銀行券を流通させず、別途に名目上「中央銀行」(韓国銀行、1911年から朝鮮銀行)を設立した核心的理由があった。つまり、日本経済状態自体が不安定な状況で国境がない朝鮮に日本銀行券を流通させると、有事の際兌換券の基礎が脅かされる恐れが大きいので、その防止のためだった。植民地貨幣制度の一般的特徴は、植民地貨幣を本国貨幣と連結させることで、本国企業の商業取引と投資を円滑にさせるものと言える。日本はこのために巧妙な制度を作ったのだが、それは朝鮮銀行券発行準備を金ではなく日本銀行券による紙幣準備に設定したのである。もちろん朝鮮銀行券発行のため、兌換準備に日本銀行券を規定したのは、朝鮮人の兌換要求に備えるためのものでは決してなかった。日本との商品および資本取引の利便性のために、朝鮮銀行券と日本銀行券の等価交換関係を維持し、単に在朝日本人の利潤送金などの兌換要求に対処するためのものだった。これは資本が不足した日本が、植民地獲得による全ての費用を現地で調達するために考案した貨幣発行制度だった³²。

朝鮮銀行は株式会社として株主にある程度の配当をしなければならず、普通銀行業務の兼営で収益を追求する立場にあった。一般的な中央銀行と全く異なる機能を植民地で遂行していたわけである。つまり朝鮮銀行は一般私企業や普通銀行のように収益性を考慮する営業活動をしなければならない上、発券制度の特徴による中央銀行機能の発揮に根本的な限界を内包していた。およそ朝鮮の経済開発のためには、朝鮮銀行が適正な通貨量を供給し、利子率を引き下げなければならないが、このような通貨供給自体が根本的に制約されていた。当時の朝鮮銀行券発行で正貨準備が30%以上を占めなければならない制約条件によって、とりわけ正貨準備の大部分を日本銀行券が占める状況で、朝鮮銀行は朝鮮で景気調節と正貨準備拡充の間で難しい立場に直面せざるを得なかつた。なぜならば、当時日本より高かった朝鮮の利子率を引き下げたならば、これは直ちに貸出需要の増大を呼び起こし、

の意味を否定できない現実によるものだった。

³¹ 以上は鄭炳旭(2000)「植民地特殊銀行の兼業と普通銀行の正体」『歴史問題研究』5(정병욱(2000)「식민지 특수은행의 겸업과 보통은행의 정체」『역사문제연구』5)を参照した。日本と朝鮮で特殊銀行と普通銀行が預金と貸出で占めていた割合を見ると、下の表の通り。

年度末	日本				朝鮮			
	預金		貸出		預金		貸出	
	普通銀行	特殊銀行	普通銀行	特殊銀行	普通銀行	特殊銀行	普通銀行	特殊銀行
1910	73.2	9.7	67.9	22.7	54.2	45.8	49.1	50.9
1920	61.4	19.2	64.7	17.7	44.8	55.2	31.5	68.5
1930	74.1	12.9	63.0	32.6	50.5	38.2	22.8	75.8
1940	75.9	10.4	68.7	29.7	38.9	50.0	19.9	77.7

出典:鄭炳旭(2000)「植民地特殊銀行の兼業と普通銀行の正体」『歴史問題研究』5、140頁。

³² 吳斗煥(1991)「植民地時代韓国の貨幣制度」『韓国近代貨幣史』韓国研究院(吳斗煥(1991)「植民地時代韓國의 貨幣制度」『韓國近代貨幣史』韓國研究院)。日本から韓国に資金が流入すると、それだけ日本から対朝鮮投資が行われるものと誤解されるが、朝鮮銀行券の発行制度下ではそのように理解してはならない。日本から入ってきた日本銀行券が朝鮮で単なる発券準備のため退蔵され、実質的な対日購買力として機能しなければ、それは資本導入となるのではなく、単なる紙切れに過ぎなかつたのである。

その結果通貨増加とともに、輸入需要の増加をもたらすので、結果的に正貨である日本銀行券の流出増加につながるからだった³³。しかも、植民地時代の朝鮮は例外的な数か年を除き、全体的に国際収支が赤字だったので、貿易に関しては正貨が恒常に流出する構造だった。朝鮮銀行は日本の立場での国策銀行で、日本の中央銀行である日本銀行を補助する機能を遂行する金融機構に過ぎなかつた。1910年代から満洲で普及・活用された朝鮮銀行券は、植民地期間中大陸侵略の尖兵として、日本軍と歩調を合わせて、日本の占領地域で積極的に通貨政策を遂行する貨幣だった。元々中央銀行は厳格に確定された領土内での国民通貨の発行を本質とするという点に照らすと、朝鮮銀行が朝鮮の中央銀行と理解することはできない³⁴。

一方日本の植民地当局は、普通銀行政策でも日本と根本的な差別を設定した。まず、「貨幣整理事業」以降、度支部主体の韓国人銀行規制（「銀行条例」1906.3）、統監部主体の日本人銀行の韓国内支店銀行の規制（「韓国における銀行業に関する件」1907.3）の、二つの方向から銀行関連法を制定した。韓国人には、銀行を含む各種金融業に対して銀行条例を適用した一方で、日本人には銀行に限って法規を適用した。こうした制度を通して、日本人は多くの類似銀行、すなわち第二金融圏の機構の統制を受けずに運営し³⁵、土地占奪の金融的基盤を整えられたのである。20世紀初めには、「貨幣整理」の過程で中央銀行の機能まで掌握した第一銀行をはじめ、日本の支店銀行が金融市場で銀行業を独占していた。その一方で朝鮮人普通銀行は、度支部の貸与金や朝鮮銀行の借入金を媒介に、経営権が従属されていった。

このように朝鮮人普通銀行は、日露戦争後に日本の従属的育成政策によって再編され始めた。1897年に開業した漢城銀行は、1905年末に金融恐慌で休業状態にあったが、1906年5月、度支部の貸下金をもとに再開業し、1911年に恩賜公債を基盤に最大規模の普通銀行となり、事実上日本人銀行となった。1899年に開業した大韓天一銀行も「貨幣整理」で休業段階にあり、1906年6月度支部の貸下金で再開業したが、日本人支配人に経営統制されて日本人銀行化し、「合邦」後朝鮮商業銀行に改称し、1919年末には日本人の保有株が半数以上を占めるに至った。1906年、ソウルで民間人の主導で設立された最初の普通銀行である韓一銀行は、主たる預金源は朝鮮人社会だったが、1910年代になって経営難、営業網の拡大、経営陣の交代を背景に、朝鮮銀行の借入金が主な資金源となり、「朝鮮人の独自の金融機構」という名分も色あせた³⁶。

³³ 吳斗煥(1992)「朝鮮銀行の発券と産業金融」『国史館論叢』36、143頁(오두환(1992)「조선은행의 발권과 산업금융」『국사관논총』36, 143)。

³⁴ 特に、日中戦争以降、朝鮮銀行は日本の戦費調達の中心的な機構となり、中国占領地の円系通貨圏の重要な媒介として働いた。日本は、1941年に朝鮮銀行券発行制度を「最高発行額制限制度」に変更し、これを通じて中国占領地と満洲の莫大なインフレーションの高まりを、朝鮮経済を防壁として防ぐことにより、そのまま占領地・植民地民衆の苦痛へと転嫁することができた。曹鎔根(2004)「1937~45年日帝の戦費調達と朝鮮銀行券発行制度転換」『韓国史研究』127(조명근(2004)「1937~45년 일제의 戰費調達과 朝鮮銀行券 發行制度 전환」『韓國史研究』127)。

³⁵ 鄭泰憲(2000)「植民地化前後の普通銀行の経営推移と二元的監督体制」『歴史文化研究』5、18~21頁(정태헌(2000)「植民地화 前後 普通銀行의 經營推移와 二元的 監督體制」『역사문화연구』5, 18~21)。

³⁶ 朝鮮産業銀行については、李昇烈(2000)「日帝強占初期(1906~1919)大韓天一(朝鮮商業)銀行と京仁地域の商工人」『歴史問題研究』5(이승열(2000)「일제 강점 초기(1906~1919) 대한천일(조선상업)은행과 경인지역 상공인」『역사문제연구』5);韓一銀行については、鄭暁旭(1999)「1910年代の韓一銀行とソウルの商人」『ソウル学研究』12(鄭暁旭(1999)「1910년대 韓一銀行과 서울의 商人」『서울학연구』12)参照。

特殊銀行が一般的な商業銀行の業務まで兼営し、金融市場を独占する状況で、普通銀行は資金運営や経営の面で競争力の育成が難しく、貸出超過と借入金の比率が高く、不実経営と従属経営へと傾いていった。普通銀行は資金調達機関に、特殊銀行は資金供給機関に二元化していき、普通銀行は預金資金さえも自己の経営方法通りに融通できなかつた。また、朝鮮総督府は、1912年「銀行令」を制定し、資本30万円以上の場合に限り普通銀行の新設を許可して、早くも普通銀行の従属的大型化政策を推進し、1927年の改正では最小資本金を当時の日本の2倍の200万円へと引き上げ、積極的に吸收・合併を促進した³⁷。普通銀行の合併は、朝鮮総督府が実質的に経営に介入する朝鮮商業銀行を軸に、経営難による中小銀行が自発的に進めてもいたが、「銀行令」の改正以降は、経済論理や経営難によるというよりも、最小資本金の規定が合併を事实上強制した。結局、多くの普通銀行は、特殊銀行のように経営上朝鮮総督府から直接資金統制され、1940年代に至ると、朝興銀行と朝鮮商業銀行の2行に整理された。

4.植民地資本主義の帰結

国家の有無の違いは、このようにはっきりとしたものだった。資本家の蓄積と政治的・社会的リーダーシップは、国家と政策によって初めて発現されるものである。それにもかかわらず、近代経済学の経済成長論は、国家の範疇を排除したまま、抽象的資本主義世界、すなわち存在の次元がまったく異なる植民地資本主義の特徴や本質を理解する合理的分析の枠組みや方法論はなく、ひたすら市場経済と企業家ばかりを論じた。ヨーロッパの資本主義を土台に形成された本来の理論自体が、植民地というまったく違う世界に適用しにくい決定的な限界を抱えているのである。理論を現実と合わせるのではなく、現実を理論に無理やり合わせているのである。

実際に近代経済学の経済成長論の植民地認識では、英國(ヨーロッパ)の移行過程で導き出した近代移行の指標を挙げながら、国民的市場経済の成立、私有財産制度の成立、合理的個人の営利追求、社会と国家の分離などを挙げる³⁸。近代資本主義経済を論じるとき、最も中心的で本質的な鍵である近代国家について、初步的な問題意識自体が根本的に欠けているのである。朝鮮総督府がまさに「公的統治行為」を遂行する近代国家として想定される没歴史的単純さに引きこもっているに過ぎない。

経済成長論の植民地像によれば、開港が国内経済にもたらした外的衝撃を強調する。しかし、開港で作り上げられた輸出市場を背景とした地主の蓄積基盤が近代的産業構造形成の土台に発展するため、引き離して説明してはならない要素がある。つまり、国家の主権とこれに基づいた経済政策が決定的に重要な鍵である。しかしこれを準備する過程にあつた朝鮮では、それと反対の状況が起つた。すなわち、日本は日露戦争の勝利後、統監府が大韓帝国の主権を事实上掌握する前後に、植民政策の基盤を固めるために、いくつか注目される政策に着手した。

まず「貨幣整理事業」は、朝鮮の商工人の蓄積基盤を一次的に崩す役割を果たした。つまり、日本

³⁷ 鄭泰憲(2001)「1910年代、本店銀行の新設急増と三大銀行の営業、資本集中」『東方学志』112(정태현 (2001)「1910년대 本店銀行의 신설 급증과 3대은행의 영업, 자본 집중」『東方學志』112)参照。

³⁸ 李榮薰(1996)「韓國史における近代への移行と特質」『経済史学』21、75-77頁(이영훈(1996)「韓國史에 있어서 近代로의 移行과 特質」『經濟史學』21, 75-77)。

が朝鮮で日本人資本の便宜のために再編した市場経済は、それまで朝鮮社会に存在していなかった市場を創出したのではなかった。朝鮮人商工人の没落と金融恐慌を呼び起し、このために漢城銀行と大韓天一銀行など朝鮮人普通銀行の閉鎖に追いやった貨幣整理事業に見られるように、すでに存在していた朝鮮人商工人の市場を日本人資本の市場で置き換えたのである。市場で誰が絶対的に優越な力を背景に市場を専有できたのかという重要な問題を捨象したまま市場を論じてはならない。結局朝鮮人商工人は、日本人資本が独占する市場の隙間に狙う範疇に転落した。また日本の私設銀行である第一銀行が中央銀行のように大韓帝国の国庫を掌握した。「合邦」直後制定した「朝鮮会社令」の象徴的意味も、特記に値する。会社設立が外來権力の許可事項に従属したのである。ヨーロッパや日本の資本主義の歴史で見られなかつたことだった。朝鮮人の国家があつたら、このような現象は起きることはなかつた。

大韓帝国が施行した量田事業は、土地所有権の証明や移動が特に問題なく行われていた朝鮮社会の伝統を基盤に、所有権を法人化して税収拡大の制度整備を通じて、開港後日本人の不法な土地占奪への国家的次元の対応でもあつた。すでに漢城府は外国人の土地所有と占有を禁止する臨時法令を1893年に制定していた。しかしこのような対応は国家主権の喪失と共に真っ先に廃止され、統監府は日本人が朝鮮社会の取引慣習に慣れないため、土地投機に問題が起らないように補完策を公表した。「土地家屋証明規則」(1906)と「土地家屋所有権証明規則」(1908)は、不法だった日本人の土地所有を「合法化」したものだった。日本人土地所有がすでに既定事実化した状況で、「合邦」後施行した土地調査事業の一つの特徴は、光武量田の外国人土地所有禁止条項をなくしたという点だ。膨大な規模の皇室所有地は主に日本人に払い下げられ、容易に大地主に成長できた。

植民地資本主義とは、自国の企業家を支える国家権力がない中、外來植民権力の武力を背景に植民地社会で展開される資本主義の運営と現象を総体的に指す概念である。このような植民地資本主義経済は、構成員の力学関係によって分配問題を解決できる内的「発展」が不可能な構造だった。資本主義経済の重要な一つの主体は企業家－資本家である。ところが、朝鮮人企業家は、日本資本が主導して独占する市場経済の隙間に活動領域を求める受動的存在だった。彼らはもちろん与えられた状況に主体的に適応して領域を広げていこうと奮闘した。しかし自分の国家が不在の結果、自分たちの利害関係をまとめ上げてそれを通すための制度的通路が存在しなかつた中、個別の側面で植民地資本主義経済構造に受動的に適応せざるを得ない周辺的存在に過ぎなかつた。

朝鮮経済の蓄積基盤となり、最終的に蓄積の砦になる国家が不在の状態で、外來権力と外來資本家の利害関係によって運営される植民地資本主義が示した「開発と成長」の帰結は、通常議論する資本主義のそれとは質的に違つた。このような植民地資本主義の帰結をめぐり、韓国史の正体性他律性論に深く浸っていた京城帝大教授・鈴木武雄の朝鮮経済への解放直後当時の評価は、重要な示唆点を投げかける。鈴木は、大陸市場とブロック経済によって殖民地下に資源開発と工業化が行われたと評価しながらも、解放後購買力縮小の理由で在朝鮮日本人、日本資本の撤退と貧農層の堆積を指摘した。そして解放後にも韓国経済は対日食糧供給国として一次産品輸出及び工業製品輸入による

垂直的韓日関係の再生を展望した³⁹。つまり、40数年間の植民地開発にもかかわらず、解放後に韓国経済は相変わらず貧農層が堆積している農業国で、1942年現在総人口の2.86%⁴⁰に過ぎないごく少数の日本人が退却した結果需要が激減するほどに、日本人と日本資本が主導した植民地資本主義と工業化の実体と帰結を赤裸々に示す。結局解放後の経済状態が「合邦」以前より良くなつたものではなく、むしろ後退したという評価⁴¹は、植民地資本主義の特徴に照らしてみると、必然的な帰結だった。

IV. 結び

資本主義の歴史で、国家の役割と重要性は、絶対的だった。韓国も国家主権を回復したあと、他の大部分の戦後独立国の場合のように、そしてヨーロッパと日本の資本主義発展過程に表れているように、経済開発計画進行過程で国家が積極的かつ主導的に経済に介入した。ところが、冷戦体制崩壊以後、過激な新自由主義が横行し、強者独占の新自由主義的市場万能論によって、国家の経済介入を批判的に見る視角が広がりはじめた。新自由主義経済学はグローバル化時代に一国独自の産業政策が困難で、また望ましくないという主張までしている。もちろんこれは米国の世界主導権下で、特に投機的金融資本の自由な活動を妨害する要因を除くためのイデオロギーだった。

1990年代末、韓国政府に対するIMFの強力な「経済改革」措置の要求は、その逆効果への一部の警告にも関わらず、ある程度の社会的同意が伴つたものだった。これは、政経癒着と腐敗の輪を開放した市場論理で解決できるという漠然とした期待が、長い独裁体制を脱して制度的民主化の過程の中で固着していく、当時の社会的雰囲気と結びついたものだった。しかし、社会経済的民主化の内容を満たせなかつた結果は深刻だった。「経済改革」は、激しい両極分解をもたらし、脆弱な福祉政策の中で、韓国経済が内需の発掘と実物経済の土台を固めることより、非生産的かつ反社会的な段階にまで至つた「バブル」を伴う投機的金融資本の基盤として機能するという、逆効果を呼び起した。これは、韓国の民主化の決定的な限界だった。すなわち、国家政策に加えて、社会全般とその意識水準が、幅広く多様に、質的に民主化されなければならないという問題認識に発展できなかつたという限界だった。

こうした亀裂の中で、国家の存在の有無と政策の資本主義経済の運営における決定的な意味を見過したまま、盲目的市場経済論—近代文明論を主張し、日本の植民地支配を取り繕う歴史像が、特に1990年代以降韓国と日本でむき出しの姿を現している。日本社会は21世紀になって、過去の歴史を整理し、東アジア平和体制を構築する方向とは離れていく傾向が深刻である。ある日本人たちにとって

³⁹ 宋炳巻(2002)「1940年代鈴木武雄の植民地朝鮮政治経済の認識」『民族文化研究』37、高麗大学校民族文化研究院、425頁および418頁(송병권(2002)「1940년대 스즈키 다케오의 식민지조선 정치경제 인식」『민족문화연구』37, 고려대학교 민족문화연구원, 425 및 418) (原文は鈴木武雄「独立」朝鮮経済の将来」『日本人の海外活動に関する歴史的調査』通卷11冊、朝鮮編第10分冊、大蔵省管理局編、1950)。

⁴⁰ 『朝鮮総督府統計年報』1942、38頁。

⁴¹ 代表的に、許粹烈(2005)『開発なき開発』ウネンナム(허수열(2005)『개발 없는 개발』은행나무)を挙げられる。

は、こうした歴史像が再論されることは喜ばしいことでもある。しかし、長い目で見れば決して喜ばしいことではない。

過去のような侵略と戦争を反復しようというのか？ならば大日本帝国の栄光をもう一度取り戻せるのか？しかし、一世紀前の清や大韓帝国は、もう東アジアに存在しないのだ。侵略を侵略として認められない極端な偏見を克服できない限り、19世紀末から20世紀前半期に至る対外侵略を当然視する日本社会が、被害者として自身を規定するという偏見にとどまっている限り、東アジアの平和体制の構築は遙かに遠い。結局、構成員自身ばかりが苦しむだけである。答えはあまりにも自明である。

ヨーロッパの民主化もやはり、19世紀以来の強力な国家の力に依存した対外侵略的資本主義の枠の中にとどまっていた限界から、質的に脱皮できずにいる。特に冷戦体制の崩壊以降、米国中心のグローバリズムの論理は、市場万能論を媒介に各層の構成員を合わせた基礎単位である国家政策の正当性を否定し、国民経済と国家主権、さらには民主化を脅かしている。グローバリズムの要点は、投機的金融資本が進出した国家の力と統制を解くことを強要し、国境に制限されない自由な移動を追求することである。しかし、進出地域の国家が自身の「自由な」投機活動に抵触する政策を施行しないよう圧力をかけるため、当の自分たちだけは、自らが属する国家の強い力を要求する。不平等な覇権的国際政治学の操作語に過ぎない。

総体的な意味で、民主化と資本主義は、どんな相関関係を持つのか。今日の資本主義経済の民主化の内容が、国内の有産層に制限されているという疑いを脱せない限り、制度的次元の形式論理以上を越えられない状態だという点を否定できない。ある国の民主化は、政治制度的次元を越え、社会経済的次元、そして文化的次元へと拡大し、さらには国境を越えて、平和と共存共榮の体制構築へと拡大されなければならない。つまり、民主化の課題は終わりがないのである。

筆者は本稿の本文を通じて何回も国家の重要性を強調した。国家自体が善だからだとか、各構成員の利害関係を平等に反映するという形式論理のためでは、決してない。構成員の全ての責任を負わざるをえない現実の究極的単位だからである。韓国の場合、国家主権の回復以降絶え間ない民主化の過程を経て、構成員が究極的に国家と国家が包括する各範疇の内容を質的に変化させる力の側面で、未だに成熟度が低い。対北朝鮮政策を含む対外政策の限界も、ここに起因すると見られる。敗戦国だった日本の構成員もやはり、軍国主義的侵略的国家觀を脱し、成熟した民主化を目指すようにできていない。多少過激に言えば、21世紀の韓日関係は、60数年前のそれと依然として「質的」差異を示せていない。両国の民主化の水準と普遍的人間觀に基づいた成熟度が、それだけ低い段階にあるということを意味するのである。

批評文(有馬 学)

本論文の著者と基本的な見解を同一にする学派や潮流について論評することは評者の能力を超えるので、ここではこの論文で述べられていることに限定して感想を述べる。

評者はこの論文を前に、ある意味で困惑している。いかなる論者も自分が確信する理念を語る自由を有する。しかしこの場は、たとえば植民地経済の歴史的分析に代えて自らの政治的理念を語るにはふさわしくないだろう。したがって、「今日と未来の人類平和構築に敵対的で、反人倫的な植民史学をためらいなく受け入れる」(172頁)といった、根拠を示さずに行われる断定については論評の対象とはしない。

本論文は、「植民地資本主義」という著者のいささか特異な概念をもとに組み立てられている。主張の根幹は、国家なくして資本主義的経済発展なしということに尽きる。それは著者によれば、資本主義経済成立の「原論的常識」(178頁)である。したがって、本論文の最初の二つの章は、「国家とその政策が資本主義経済成立の絶対的条件だという歴史的事実の再確認」(172頁)に費やされている。しかしながら、何らかの社会関係やシステムを支える法や制度というのは、ほとんど全ての社会関係について存在するのであり、それを絶対的条件だというのなら、近代史上の全てのシステムはみな国家が絶対的条件であることになってしまう。著者はそう主張したいのだろうか？これは著者の思想的な世界史解釈の吐露ではあっても、「歴史的事実の再確認」などではない。

著者の批判しようとする対象は明確である。「近代経済学の経済成長論の植民地認識」といういい方は厳密ではないと思うが、ともかく何が想定されているかは自明である。そして議論のもととなる植民地朝鮮に関する国民経済指標は、「近代経済学の経済成長論」によって検討可能な形で提示されているのである。それは現在では日本の読者も読むことができる(『1910-1945』2006年、*서울대학교출판부*; 〈日本語訳〉金洛年編『植民地期朝鮮の国民経済計算 1910-1945』2008年、東京大学出版会)。著者などに期待されているのは、それが示す植民地期の国民経済像にたいして、具体的な根拠を示して批判することではなかろうか。

あるいはまた、「解放後の経済状態が「合邦」以前より良くなつたものがなく、むしろ後退したという評価」(187頁)が成立するのなら、それを具体的に示すべきであろう。その上で、戦後韓国の経済成長がどこから出発して、何を要因に展開したのかを実証的に説明することができれば、生産的な議論が可能であると思われる。

批評文へのコメント(鄭泰憲)

韓国(近現代)史や関連の専門研究者ではない方が論評をするということが、筆者としては一旦腑に落ちない。今回のケースと違い、筆者はこのようなプログラムの一つに参加して韓国近現代史研究者として日本の学者が書いた関連論文に自分なりに真摯な評を提示したものである。批評し、批判をしようとなれば何より誠実な読解が重要で、筆者の基本的な問題意識と要諦を一次的分析対象とすべきである。残念ながら今回の評は焦点が合っていない。

筆者の基本的な問題意識は植民地経済の分析において資本主義経済一般論をそのまま適用して見る既存研究の慣行的な、しかし決定的な誤りを指摘し、社会構成員の利害関係を反映した(資本主義)経済政策の樹立と執行における国家の重要性を「常識的」に「確認」するところから出発する。論文の性格も実証的分析というより「論理的接近」にある。

評者の評と全く異なり、この論文は「法と制度」自体を論じるものでは決してない。また「近代史上の全てのシステムはみな国家が絶対的条件であることになってしまう。著者はそう主張したいのだろうか?」という評は、筆者の問題意識と正面から対決するものではない。国家がよい、悪いという評価の次元を離れて、近代を形づくる基本要素という点は常識である。従って植民地を認識する場合も、国家がなかったという明白な事実の上で出発すべきだということである。筆者はそのような事実を前提に(朝鮮人のための)国家が存在していなかった植民地経済を分析対象とするとき、あまりにも常識的な問題を非常識的に排除する慣行に対し、疑問を投げかけるのである。従って評者は、朝鮮人の利害関係を反映する「国家なき」植民地資本主義の設定自体が間違っていたとか、正しくないとか、ともかくこのことに触れながら問題を提起してこそきちんととした読解と言え、それに対し筆者も答えられるだろう。

「『今日と未来の人類平和構築に敵対的で、反人倫的な植民史学をためらいなく受け入れる』といった根拠を示さずに行われる断定については、論評の対象とはしない。」

→論評をするかしないかは評者の自由である。ただ、このことを「断定」と規定する評者がそれほどこの分野と隔たっている非専門家であり、批評のために必要な、筆者の問題意識自体を理解できないという事実を反映している。既存研究で数多く挙げられた話を論文で反復するのは望ましくない。この部分に少しでも関心がある研究者ならこの叙述が何について語っているのか全てわかる。最近の例として、まさに脚注2にある『代案教科書 韓国近現代史』を挙げることができ、これについての批判はすでに多く出ている。しかしそれによる親切さを要求するのなら筆者も脚注に詳しく説明し付加すべきだということに同意する。

評者は「『解放後の経済状態が「合邦」以前より良くなつたものがなく、むしろ後退したという評価』を具体的に示すべきだと主張した。しかしこの論文ではそのような論拠と実証の代表的な例として脚注39と41で示した。また筆者は本文Ⅲで植民地資本主義の特徴としていくつかの事例の植民政策を通じて、朝鮮人(企業家)一般の利害関係を反映できない経済構造だったことを強調した。ところが評者が提起した疑問は、筆者が述べたこのような部分との関連の中で提起されたものではない。漠然と具体

的な提示が必要だと主張している。筆者の主張と違う研究があるとか、植民地支配の結果、果たして解放後韓国経済が非常に良くなつたという「きちんとした実証」があるなれば、それに照らしてみて筆者の主張が間違つているというように評者の反論が提示されるべきではないかと考える。

さらに評者は「その上で、戦後韓国の経済成長がどこから出発して、何を要因に展開したのかを実証的に説明することができれば、生産的な議論が可能であると思われる」と主張している。限られた紙面で全てを筆者自ら実証する必要はなく、これについては最近の研究である脚注41の研究だけでもまずは十分である。筆者が序論で明示した国家(主権)の重要性に関して、本稿のⅡ-2(主権国家下の民主化と生産性)で、構成員を意識した経済成長と一定水準の分配政策が行われることができたのは、解放以降「国家主権の回復以後はじめて可能だった」と明らかにした。そして「韓国の経済成長と蓄積が可能だったのは、たとえ従属性を持っていたとしても、一次的に国家主権を回復し、分断国家の不健全な内容を満たそうとする民主的な社会の雰囲気を意識した国家権力が、これに能動的・受動的に対応しながら、経済政策を実行した結果だった」と強調した。つまり、「企業環境でも、自らの利害関係を支えてくれる国家が存在していなかった植民地時代と今日を比較してみると、植民地体制の清算、つまり独立以後の国家樹立ということが、企業発展にどれだけ重要な要素であるか」という違いは、もはや言うまでもなくあまりにも明白である。これについての統計根拠は非常に多い。ただ経済成長と、制限的でも分配を行うようになった政治社会的背景に国家(主権)の回復と民主化という変数を除いたまま説明できないということである。評者の表現通り反論が「生産的な議論」に進むためには筆者が指摘したこの視点を指摘すべきである。

このような常識を後にしたまま、評者の反論は無茶な方向から出ている。このことは評者にも歴史研究での常識が体化されていないことを反映する。まさにこうした問題のため、筆者は常識に返って歴史的現実を見ようと主張するのである。要するにこのような常識を無視し、構成員の利害関係を反映する国家が存在していなかった植民地経済を分析するのに、あたかも国家が存在していた状況のように設定することになれば、そのことは決して正しい方法論にはならず、当時の現実についての理解も正しく行われないという話をるのである。そのためこの論文のⅡ-1は「歴史研究と認識」が常識に基づいて行われるべきだという意味から論じたものである。残念ながら評者はこの論文を読んでも最近の研究で非常識的に排除されていた、しかし極めて「常識的な」事実を喚起すべきだという筆者の問題提起については全く触れなかった。筆者が歴史研究で生かすべきだと提起する常識が間違つていると指摘するなり、筆者と評者の間に議論の対極点が合つてはじめて「生産的な議論」が可能だが、そのようにできない点が残念である。評者は筆者がなぜ常識を論じるのかについて評者が全く理解できず、理解しようとしないように思われる。